**「粗大ごみ」を申込された皆様へ**

　本紙下部の切り取り線に沿って切り取った用紙、または別途ご自身で白紙の紙をご用意いただき、支払い後に役場から通知された整理番号と収集日を油性ペンではっきり記入したのち、粗大ごみ1点につき1枚ずつテープ等で見やすい位置にしっかりと貼り付け、指定した排出場所へ当日午前８時３０分までに出してください。

**午前８時３０分から順次収集を行いますが、午後３時３０分程まで掛かる可能性があります**のでご了承ください。

**お知らせ**

１．粗大ごみの収集について、立会いは不要です。

２．用紙を貼り付けていない、または整理番号や収集日の記入がない粗大ごみは収集できません。

３．指定した排出場所以外にある場合は収集できません。

４．１ヶ月ごとに６点までの申込が出来ます。追加申込は収集日の１週間前の木曜日まで可能です。

（※電子申請の場合は２週間前まで）

５．粗大ごみの品目を変更される際は、収集日前日までに産業環境課へ電話にてご連絡ください。

また、キャンセルされる場合も必ずご連絡ください。ただし、処理手数料の返金はできません。

６．事後の領収証発行はお受けできません。（※電子申請では、領収証が発行されません）

７．その他ご連絡は、大治町役場建設部産業環境課（０５２－４４４－２７１１）までお願いします。



